

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める  
条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行  
規則（平成25年神奈川県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第160条」の次に「、第165条の3」を加える。

第5条第1項中「第172条」を「第165条の3及び第172条」に、「へ」を「ト」に改  
め、同条第2項から第4項までの規定中「第172条」を「第165条の3及び第172条」に改  
める。

第8条第2項中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型  
医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期  
入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに  
指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。